

募集要項：

エチオピア航空機内食への日本産食材導入
およびサービス向上にかかる提案

ナイロビ事務所/アディスアベバ分室

2025年10月6日

1 | ジェトロとエチオピア航空

8月19日 MOU締結



戦略的物流ハブ機能の強化

- エチオピア航空ネットワークを活用した戦略的物流ハブの構築
- 保税倉庫、コールドチェーン等空港施設の機能向上
- 持続可能な航空燃料（SAF）への取り組み
- 新空港建設における技術協力

サービス付加価値の向上

- エチオピア航空制服の現地生産支援
- 日本食や日本文化要素を取り入れた機内サービスの開発
- インフラ技術やドローンを活用した新サービスの展開

- ジェトロ8月19日付プレスリリース参照

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2025/a8a7543f0134abe3.html>

2 | エチオピア航空について

エチオピア航空から広がる新たな市場

- アフリカは世界最速の人口増。2050年には世界人口の4分の1を占める。肥満など生活習慣病が急増し、ヘルシーな日本食材への関心増加。
- エチオピア航空の就航国数は世界3位。**現在80か国以上、160都市以上に就航**（アフリカ内76都市）。2040年までに300都市以上に拡大予定。アディスアベバ空港はアフリカ最大のハブ空港。
- 現在成田線はアディアババー仁川－成田の準直行便で週6便。**成田－アディスアベバ直行便が週7便で就航予定**。航空輸送（成田渡し）が可能。
- 中国（上海/北京/広州/成都等）などアジア路線も毎日就航しており、**米、日本酒、麺類、和牛、抹茶、菓子、調味料（味噌/醤油/ゆずetc）類**の需要がある。
- 調達規模：機内食は現在**1日60,000食（来年には80,000食の見込み）**。取り扱い品目数は1300以上。
- 機内食に加え、ラウンジ需要も見込める。



中国路線のメニュー例（2026年新メニュー発表会より）ジェットロ撮影
※他参考写真は8ページ目参照

3 | 提案募集

概要

- 日時：10月8日（水曜）～1月31日（火曜）
- 形式：オンラインまたは対面商談（2026年度3月来日予定）
バイヤーが関心を示した場合のみジェットロよりご連絡します

①具体商品（日本食・食材）の提案

- 対象：食品を取り扱う商社・メーカー、食材卸、地方生産者・中小企業等
- バイヤー関心品目：
農畜産物、加工食品、水産品・水産加工品、菓子、麺類、調味料、飲料・酒類など。
（特に和牛、抹茶、日本酒、ヘルシー食材に関心が高い）
- 取引形態：エチオピア航空が調達。成田渡し、米ドル決済の想定。

②サービス向上にかかる提案

- 対象：外食事業者、サービス事業者、カトラリー・食器メーカー、調理機械・器具メーカー、業務用厨房機器メーカー等
- 内容例：レシピ開発提案、調理効率化提案、デコレーション、機内サービス関連など

3 | 提案募集

応募条件

- 応募目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。

※【重要】本募集は商談による実取引を前提としています。プロモーションや市場調査を目的とした応募は一切お断りいたします。なお、応募内容を審査のうえ、趣旨に合わない場合はご連絡を差し上げない場合がございます。

- バイヤーから商談希望があった場合に、ジェトロがアレンジしたオンラインまたは対面商談に参加できる体制が整っていること
- バイヤーが指定する輸出入時や販売時に必要な情報・書類（英文含む）を提出できること
- バイヤーが希望した場合にサンプルを提供できること
- 知的財産を侵害していない商品であること
- ジェトロが各種データベースへの情報の登録、成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること
- 本プロジェクトの概要、進捗および成果の对外公表に同意いただけること
- 本事業の諸条件に同意いただけること

4 | フロー（予定）

- 2026年1月31日 提案募集締切
- 随時連絡 商談（オンラインまたはバイヤー3月来訪時対面商談）
※ここでサンプルを依頼させていただく場合もございます
- 2026年4月以降 テスト輸送
 メニュー開発
- 2026年7月 関係者メニュー発表会@エチオピア
- 2026年9月以降 成田路線や中国路線で試験導入

※上記はすべて予定で、変更の可能性があります。

5 | 参考 : Ethiopian In-flight Catering Soars with Rapid Growth

- エチオピア航空の機内食サービスは前例のない成長を遂げており、**乗客数の急増**に対応するため、**食事の製造と供給が劇的に拡大**。
- 同航空の機内食部門ディレクター、メスフィン・アバテ氏によると、過去5年間で日々の食事生産量は50%以上増加しており、今後さらに拡大する予定。昨年、1日あたり最大43,000食を提供していたが、現在では60,000食に達しており、**来年にかけて70,000～80,000食に達する見込み**。（わずか5年前には、1日あたりの食事数は20,000～25,000食と控えめだった）航空会社の全体的な拡大に伴い、機内食部門も飛躍的な成長を遂げている。
- 数字だけでなく、**機内食の体験向上**にも力を入れており、新たな料理の提供を進めている。植物由来の**ベジタリアン食**に焦点。大豆やキノコなどの食材を使用し、従来の肉料理と同等の栄養価と風味を提供することを目指す。また、「As You Like（お好みで）」サービスを導入し、より多くの食事の選択肢を提供。
- 機内食チームは4サイクルのスケジュールで、**2か月ごとにメニューを刷新**。最近「**アフリカで最も優れたビジネスクラス機内食**」賞をSkytrax World Airline Awardsで受賞。

参照 : 9月20日 msn.com

<https://www.msn.com/en-xl/africa/top-stories/ethiopian-in-flight-catering-soars-with-rapid-growth/ar-AA1MYK4u?ocid=entnewsntp&pc=U531&cvid=68d0fea9b57249e9a85701de0fd1cf41&ei=33>

5 | 参考：2026年機内食のメニュー発表会 9/18



(写真はいずれもジェットロ撮影)

ジェットロビジネス短信 (9月26日付) : <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/09/0d61f726a373456c.html>

6 | 留意事項・免責規定

留意事項

1. 案内書に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. 提出情報は、バイヤーに公開します。
3. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、関連事業、ジェトロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。
4. 商談時及びその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
5. 案内書の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効としお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
6. 申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
7. 企業・商品情報に変更が生じる場合、当面はジェトロにご一報ください。
8. 相応の理由なしに商談をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
10. ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
11. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守してください。
 - a. 本事業のアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - b. 不正アクセス防止のため、WEB会議システム等で表示するアカウント名は、ジェトロから指示された形式に従ってください。
 - c. 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - d. 本事業参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
12. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
13. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1番の合意管轄裁判所とします。

6 | 留意事項・免責規定

免責規定

1. 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、ジェットロの判断により本事業及び関連事業の全部又は一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、商談及び付随する商品サンプル輸送や出品者が手配した通訳等に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害について、ジェットロはこれを負担しません。
2. バイヤーが関心を示さない可能性もあるため、商談のアレンジを保証するものではありません。
3. 商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
4. ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
5. ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - a. 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - b. 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき。
 - c. 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - d. 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - e. お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - f. お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合。
 - g. お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - h. 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
6. ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。但し、万一システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、本項前段における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。